

平成26年度税制改正に関する意見 概要

～成長戦略の主たる担い手である中小企業の挑戦の後押しを～

平成25年7月18日
日本商工会議所

基本的な考え方ー経済成長の原動力である中小企業の活力強化による力強い成長軌道の実現をー

(わが国経済を力強い成長軌道に乗せるため、成長戦略の迅速かつ果敢な「実行」を)
・わが国経済が力強い成長軌道に乗り、景気回復を持続的な発展につなげるため、政府は、震災復興と福島再生を強力に進めるとともに、成長戦略を迅速かつ果敢に「実行」すべき。
・経済成長を促す政策の実現や、痛みを伴う改革には、身を切る徹底的な行財政改革の断行が不可欠。

(新市場創出など需要の拡大、立地競争力の強化により、中小企業の成長を支える基盤の確立を)
・成長戦略の「実行」の担い手は企業。その原動力は雇用の7割を占め、国民生活を支える中小企業。
・中小企業の成長を支える基盤を確立するため、新市場の創出をはじめ需要拡大を図るとともに、法人の税負担の引き下げや、社会保障給付の重点化・効率化など立地競争力の強化を図るべき。

(設備の「新陳代謝」や「新規創業」を促進し、中小企業のイノベーションの後押しを)
・グローバル競争が激化する中、新分野進出や付加価値の高い製品開発など、イノベーションに果敢に挑戦する中小企業の後押しが不可欠。生産性向上や新分野進出に資する設備の大胆な「新陳代謝」の促進、経済活力の源となる「新規創業」を強力に後押しすべき。

(地域産業の競争力強化と賑わいのあるまちづくりの実現)
・中小企業の成長には、中小企業を取り巻く地域経済の活性化が不可欠。
・真に必要なインフラ整備を促進し、地域産業の競争力を高めるとともに、まちづくり三法の見直しにより、中心市街地の活性化と地域商業の再生を図り、賑わいのあるまちづくりを実現すべき。

I. 平成26年度税制改正ー成長戦略の迅速かつ果敢な「実行」による「中小企業の挑戦」の後押しをー

1.成長に向けた「中小企業の挑戦」を後押しする税制措置

○中小・中堅企業の設備の「新陳代謝」を後押しする税制措置
(中小企業投資促進税制の拡充(償却率・税額控除率の大幅な引上げ・資本金上限3千万→1億円)・本則化、成長設備投資減税(仮称)の創設、少額減価償却資産の損金算入制度の拡充・本則化、前向きな投資を阻害する事業所税・償却資産に係る固定資産税の廃止 等)

○新規創業・ベンチャー支援の拡充
(創業後5年間の法人税・社会保険料減免措置、法人版エンジェル税制の導入、創業資金に係る贈与税非課税枠(1,000万円)創設 等)

○イノベーションの促進に向けた税制措置
(研究開発税制の拡充・本則化、研究開発促進税制の中小企業を対象とした運用面の大胆な改善、パテントボックスの導入)

○立地競争力強化に向けた法人課税の軽減
(法人実効税率のアジア諸国並み20%台前半への引き下げ(地方法人特別税廃止による法人課税の負担軽減含む)、中小法人の軽減税率の11%以下への引き下げ・適用所得金額の拡大(1,600万円) 等)

○中小企業の海外展開(新市場開拓)を支援する税制措置の拡充
(海外展開で得た利益の国内への還流促進に資する税制措置の拡充、中小企業の海外展開への取り組みに係る費用の税額控除制度創設)

○人材投資を促進する税制措置
(雇用促進税制(1人当たり40万円の税額控除)の拡充、人材教育・採用活動の一定割合を税額控除する制度の創設 等)

○企業の経営基盤強化を促す税制
(交際費の全額損金算入、交際費から除外される飲食費の上限引き上げ(1万円)、役員給与の全額損金算入、留保金課税の廃止 等)

○事業再生・事業再編を支援する税制措置の拡充

2.地域経済を支え、雇用の受け皿となる中小企業の円滑な事業承継に向けた抜本的な見直し

○事業承継税制の抜本的な見直し
(発行済議決権株式総数等の「2/3要件」を100%へ拡充、相続税の納税猶予割合100%へ引き上げ、5年経過後の納税免除)

○担保提供した個人資産を、事業用資産に準じた評価方法に見直すべき

○取引相場のない株式の評価方法の抜本的な見直し

3.中小企業や地域を牽引する中堅企業の成長を後押しする税制措置

○中小企業基本法を念頭にした税法上の中小企業の基準の拡大(資本金1億円以下→3億円以下)

○中堅企業(資本金3億円超10億円以下)の成長を後押しする税制措置
(中堅企業の成長を後押しする租税特別措置(研究開発税制の税額控除12%部分をはじめ、中小企業の投資を後押しする税制措置)を適用すべき)

4.民間投資・消費を喚起し、持続的な経済成長に資する税制措置

○土地・住宅税制をはじめ、内需拡大に資する税制の拡充
(土地建物等の譲渡所得と他の所得との損益通算措置の復活、新築住宅の固定資産税の特例をはじめ住宅に係る租税特別措置の延長、大企業を含めた交際費の損金算入化 等)

○コンパクトシティを実現し、中心市街地等の活性化を図るための税制措置の拡充
(商業地等における固定資産税の負担軽減、中心市街地活性化法基本計画に基づき空き地や空き店舗等の貸与を行った場合における固定資産税や都市計画税の減免 等)

○立地競争力強化に資する「特区制度」の税制措置
(国家戦略特区、アジア拠点化推進制度、国際戦略総合特区制度を活用した立地競争力強化に資する税制措置の創設・拡充 等)

○観光振興に向けた税制措置の見直し
(訪日外国人旅行者客向け免税制度の見直し、ホテル・旅館の建物等に係る固定資産税評価額の低減)

○大規模地震対策等、防災・減災に係る税制措置の拡充

○女性の活躍を後押しする税制措置の見直し
(配偶者控除等の所得税の諸控除のあり方、N分N乗方式等の導入検討 等)

5.地方の「自主・自立」の確立に向けた地方税改革

○地方法人二税を含む地方税の抜本的な改革
(地方法人二税に過度に依存しない安定した地方財源の確保、地方の行革努力が反映される交付税制度への見直し、法人への安易な超過課税・独自課税導入には反対)

○企業の成長や地域活性化を阻害する地方税の見直し
(中小企業の成長を阻害する事業所税の廃止、償却資産に係る固定資産税の廃止、外形標準課税の廃止)

6.納税環境整備の充実

○中小企業の納税事務負担軽減措置創設・手続き簡素化

○復興特別所得税の源泉徴収事務負担の軽減

○社会保障・税番号導入時の納税協力負担の軽減

○租税教育の充実

II. 消費税引き上げにあたっての課題ー中小企業経営への影響を最小限に止める措置をー

○消費税の円滑な価格転嫁に向けた万全の対策を
・政府は、価格転嫁対策特別措置法に基づき、徹底した広報をはじめ、実効性の高い価格転嫁対策を行い、法施行前においても、転嫁拒否や値下げ交渉の実態を把握し、是正に向けた措置を行うべき。

○複数税率・インボイスの導入に断固反対
・複数税率の導入は、社会保障財源が大きく失われ、国民に別の形で負担を強いることから断固反対。
・インボイスは、中小企業に2重かつ、2倍以上の事務負担を強いることから、導入すべきではない。

○中小企業経営への影響を最小限に止める措置を講じるべき
・消費税引き上げ後の景気の下振れをカバーし、経済成長を促進する景気・経済対策を実施すべき。特に、住宅や自動車等の経済波及効果が大きい産業への実効性の高い措置が不可欠。

○二重課税の解消はもとより多岐多重に課税される税制(印紙税等)の抜本的な見直しを
・今回の消費税引き上げに伴い、消費税と印紙税、揮発油税、自動車取得税等をはじめとする二重課税の解消はもとより、多岐多重に課税される消費課税を抜本的に見直すべき。